

令和 7 年度事業報告の附属明細書

令和 7 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 3 4 条第 3 項に規定する附属明細書の「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しない。

公益社団法人シルバー人材センター
江戸川区高齢者事業団
会長 加瀬 三千夫